

厚木市制70周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市制70周年を記念した事業であることが認識できる名称（以下「冠」という。）を、当該事業の名称の一部として実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠)

第2条 前条に定める冠は、別表のとおりとする。

(対象とする事業)

第3条 冠事業の対象とするもの（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 実施する事業の目的及び内容が厚木市制70周年記念事業の趣旨に即した事業

(2) 令和7年2月1日から令和8年1月31日までの間に実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。

(1) 厚木市（以下「市」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある事業

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業

(3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがある事業

(4) 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(5) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関係している事業

(対象事業の実施主体)

第4条 対象事業は、次に掲げるものが実施する事業とする。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 市内に活動拠点がある団体又は企業

(3) 公共的団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、市外に活動拠点がある団体（市内に活動拠点がある団体が当該市外に活動拠点がある団体の主催又は共催するイベント等の主管である場合に限る。）その他市長が適当であると認めるもの

(冠事業の申請)

第5条 冠事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、厚木市制70周年記念冠事業申請書に次に掲げる必要な書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容を示す資料
- (2) その他市長が必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を省略することができる。

- (1) 厚木市制70周年記念事業費補助金交付要綱（令和6年7月1日施行）に基づき、補助金の交付決定を受けた者
- (2) 厚木市後援等名義等の使用承認等に関する要綱（平成20年4月1日施行）に基づき、後援等名義使用の承認を受けた者
- (3) 厚木市教育委員会の共催及び後援の承認に関する事務取扱要綱（平成20年4月1日施行）に基づき、共催等の名義使用の承認を受けた者

（冠事業の審査、承認及び決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった事業について、これを審査し、その可否を決定し、厚木市制70周年記念冠事業承認通知書又は厚木市制70周年記念冠事業不承認通知書により、申請者に通知しなければならない。この場合において市長は、必要があると認めるときは、冠の使用について条件を付することができる。

2 市長は、当該事業に関連を有する者に対し、情報の提供及び審査の助言を求めることができる。

（厚木市制70周年記念ロゴマークの使用）

第7条 前条第1項の規定による冠事業の承認を受けた者又は第5条第2項の規定により申請を省略し、冠事業を実施する者（以下「冠事業実施者」という。）は、厚木市制70周年記念ロゴマーク使用要綱（令和6年7月1日施行。以下「使用要綱」という。）で定める厚木市制70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により冠事業実施者がロゴマークを使用する場合の取決めは、使用要綱に準ずるものとし、使用要綱に基づく使用申請手続を省略することができるものとする。

（事業内容の変更又は中止）

第8条 冠事業実施者は、事業内容を変更又は中止しようとするときは、第6条第2項の規定による冠事業の承認を受けた者にあつては厚木市制70周年記念冠事業変更申請書を、第5条第2項の規定により申請を省略し、冠事業を実施する者にあつては届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により冠事業の承認を受けた者から変更又は中止の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を決定し、承認通知書又は不承認通知書により、申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、冠事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、冠及びロゴマークの使用を中止させることができる。

(1) この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により冠の使用を中止させるときは、その使用者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により冠の使用を中止させられた者は、市長からの通知があった日以後、冠及びロゴマークを使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により冠及びロゴマークの使用を中止させたときは、その冠事業実施者に対し、ロゴマークを使用した物件の回収を求めることができる。

(終了報告)

第10条 冠事業実施者は、事業の終了後30日以内に厚木市制70周年記念冠事業報告書を提出しなければならない。

(争論等の解決)

第11条 冠及びロゴマークの使用に関し、争論又は訴訟が生じた場合は、冠事業者の責務において解決しなければならない。この場合において、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| | |
|---|-----------------------------------|
| ① | 厚木市制70周年記念 |
| ② | 厚木市制70周年記念事業 |
| ③ | 厚木市制70周年記念 未来へ一歩 つながる あつぎ70年 |
| ④ | 厚木市制70周年記念事業 未来へ一歩 つながる あつぎ70年 |

備考1 ①から④までの書体は、大きさ、色 及びフォントなど判別することができるものとする。

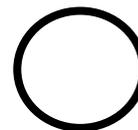
2 ③及び④について、キャッチフレーズ「未来へ一歩 つながる あつぎ70年」を使用する位置は、事業名の前でも後ろでも構わない。

（表示例）

厚木市制70周記念

第○回あつぎ○○大会

未来へ一歩 つながる あつぎ70年



厚木市制70周年記念事業

未来へ一歩 つながる あつぎ70年

第○回あつぎ○○大会

